

省エネ設備への更新を支援します！

新城市小規模事業者省エネルギー設備更新支援補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の小規模事業者を支援するため、事業者が実施する省エネ設備の更新に要する経費の一部を補助します。

申請期間	令和5年10月2日（月）から令和6年1月31日（水）まで ※上記期間内であっても予算がなくなり次第受付を終了します。
補助対象者	新城市内に事業所を有し、常時使用する従業員が、 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く。）は5人以下、その他業種は20人以下 の小規模事業者、個人事業主、その他法人（公共法人・任意団体は除く）。 ※自社の業種について、新城市ホームページ「 小規模事業者の定義 」にてご確認ください。 ※農業・林業事業者、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。
補助対象事業	市内事業所の既存の空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、冷蔵冷凍設備を 消費電力等が減少する 同種の省エネ設備（以下「対象省エネ設備」という。）へ 更新 を行う事業であって、次のいずれにも該当するもの。 (1) 令和5年7月1日以降に購入かつ設置した新品 （未使用）の対象省エネ設備であること。 (2) LED照明設備へ更新を行う事業にあつては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明設備以外からLED照明設備に更新する事業であること。 ただし、電球・蛍光灯のみの更新は除く。 (3) 国、県等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。 (4) 居住及び事業で併用している居室等の設備の更新を目的とした事業でないこと。
対象省エネ設備	 <p>空調設備</p>  <p>換気設備</p>  <p>LED照明設備</p>  <p>給湯設備</p>  <p>冷蔵冷凍設備</p>
補助対象経費	補助対象事業に係る次に掲げる費用の合計額（消費税、振込手数料は除く） ※10万円未満は補助対象外 (1) 購入する対象省エネ設備に係る設計費用、購入費用、設置工事費用 (2) 既存の設備に係る撤去費用、処分費用 (3) その他対象省エネ設備の更新に係る費用
補助金額	補助対象経費× 2分の1 ※限度額：1補助対象者につき 50万円 ※交付申請は1補助対象者につき1回のみです。

補助金の申請方法、問合せ先などは裏面をご覧ください。

●申請の流れ

※既に設備の更新をした場合で、既存設備の写真がないときは、配置図面を申請時に提出してください。

1. 対象省エネ設備の購入（令和5年7月1日以降に購入かつ設置したもの）

・購入する設備が補助要件に合っているか、購入前に必ずご確認ください。ご不明な点はお問合せください。

- ・既存設備を撤去する前に、**既存設備の写真**を撮影しておいてください。また、**型式、消費電力などが分かるカタログ、仕様書**を処分しないでください。交付申請の際に必要となります。
- ・令和6年1月31日までに申請が間に合うように設置スケジュールを考慮して購入してください。
- ・予算が上限に到達した場合は申請の受付を終了しますのでご了承ください。

2. 既存設備の撤去・対象省エネ設備の設置

- ・市内事業所の既存設備を撤去し、同一の事業所内に購入した設備を設置してください。
- ・設備の更新のみが対象となります。新規の設置は対象外となります。

3. 交付申請（令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

- ・必ず設置後に申請してください。設置前の受付は不可、申請の予約も行いません。
- ・申請に必要な書類をすべてそろえて、新城市役所産業政策課（本庁舎2階）まで持参または郵送にて提出してください。
- ・申請の受付は【先着順】となります。受付日は窓口提出の場合は提出時、郵送の場合は市役所到着日を受付日とします。書類の不備により受付ができない場合がありますので、よくご確認の上、ご提出ください。
- ・交付の申請は1補助事業者に対し、1回のみです。

4. 審査

- ・審査は通常1か月程度お時間をいただきます。（審査の内容によってはそれ以上かかることがあります。）

5. 交付の決定、補助金の交付

- ・審査の結果、交付を決定した場合は、申請者の住所に交付決定通知書を送付します。

ページID 227342849



●交付申請時提出書類

※詳細は新城市ホームページをご覧ください。

- ・新城市小規模事業者省エネルギー設備更新支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
→ 新城市ホームページからダウンロードできます。**記載例を参照して記載してください。**
- ・補助対象経費の金額の根拠となる書類の写し（見積書、請求書など）
- ・対象省エネ設備を購入した際の領収書、振込などの写し
- ・既存設備及び購入した対象省エネ設備の形状、規格、構造及び消費電力等が確認できるカタログの写しまたは仕様書等の写し
- ・メーカーが発行した対象省エネ設備の保証書の写し
- ・既存の設備の配置状況が確認できる書類（写真または配置図面など）
- ・購入した対象省エネ設備の設置状況が確認できる写真
- ・申請者の市税等の滞納がないことを証明する書類（滞納のない証明書）
→ 新城市役所税務課にて取得してください（手数料：200円）。

補助金申請先・お問合せ先 **新城市役所 産業振興部 産業政策課**

【住所】〒441-1392 新城市字東入船115番地（本庁舎2階）

【電話】0536-23-7634 【FAX】0536-23-7047

【e-mail】shoukou@city.shinshiro.lg.jp